

燃料費高騰対策
たつの市独自施策

たつの市内の運送事業用トラックを使用する中小企業者向け

たつの市 運送事業者等 臨時経済対策事業補助金

事業用トラック
1台につき2万円
交付します (上限100万円)

補助金交付対象者

次の①～⑤全ての要件を満たす事業者の方

- ①たつの市内に主たる事業所（個人の場合は事業活動の拠点としている事業所、法人の場合は登記上の本店又は法人が事業活動の拠点としている事業所）を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に規定された中小企業）
- ②貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第2条第1項）を営む方
- ③たつの市暴力団の排除に関する条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でない方
- ④今後も事業を継続する意思を有している方
- ⑤たつの市事業用燃料等臨時経済対策事業補助金を受けていない方

申請・問い合わせ先

申請書は、郵送又は直接持参ください

〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1

たつの市産業部商工振興課 運送事業者等臨時経済対策事業係

☎ 0791-64-3158

E-mail: shokoshinko@city.tatsuno.lg.jp



対象車両・補助金額

令和7年4月1日時点において交付対象者が使用する事業用の自動車

業種	対象車両	補助金額
貨物自動車運送業者 （一般貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業） ※特定貨物自動車運送事業は対象外	事業用自動車 （緑ナンバー、 黒ナンバー） 貨物自動車運送事業法（平成元年法律 第83号）第4条第1項第2号に規定 する事業用自動車 ※ただし、次の車両を除く。 ①被牽引車など原動機を有しない車両 ②霊柩、一般廃棄物収集運搬など用途 を限定して使用する車両	対象車両 1台につき 2万円 （上限100万円）

補助金申請に必要な書類

①運送事業者等臨時経済対策事業補助金交付申請書兼請求書【様式第1号】

②貨物自動車運送事業の確認書類（許認可関係）の写し

業種	確認書類
貨物自動車運送業者 （一般貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業） ※特定貨物自動車運送事業は対象外	一般貨物自動車運送事業者 ・一般貨物自動車運送事業許可書の写し 貨物軽自動車運送事業者（次のいずれか） ・軽貨物自動車運送事業経営届出書（控）の写し ・届出証明書

③交付対象車両一覧【様式第2号】

④交付対象車両の車検証の写し

⑤市内に本社又は主たる事業所があることが分かる書類（登記簿謄本写し、開業届写し、事業所所在地欄に記載のある青色確定申告書写しなど所在地の確認が可能なもの）

⑥振込先の分かる通帳などの写し（口座名義人、口座番号が分かる部分）

※書類審査の過程で、上記のほかに確認書類などの提出を求められることがあります。

申請期間 令和7年5月1日～令和7年10月31日（必着）

申請書様式などは、下記URLからダウンロードしてください。

たつの市ホームページから検索

たつの市運送事業者等臨時経済対策事業

検索